平成２１年（フ）第３２７３号
大阪府堺市南区鴨谷台２丁３番３―1504号
債務者　金原毬子こと　崔　　外生
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　稔子
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２７４号
京都市北区小山東大野町90番地６
債務者　瀧川　裕枝
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　稔子
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２７５号
京都市上京区仲御霊町73、住民票上の住所京都市北区小山東大野町90番地６
債務者　安藤雅佐美
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　稔子
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４１８号
大阪市西区九条３丁目25番９号４Ｂ
債務者　有限会社亜衣里
代表者取締役　大原　義雄
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大山　　徹
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５６号
大阪市阿倍野区晴明通10番３号
債務者　有限会社ガイア
代表者代表取締役　佐野　公敏
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　剛司
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第５号
福岡県田川郡福智町神崎829番地
債務者　江口　三郎
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　雅敏
4　破産債権の届出期間　平成22年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年４月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１３号
群馬県甘楽郡甘楽町大字白倉1513番地１
債務者　佐藤　順一
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　高弘
4　破産債権の届出期間　平成22年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２５６号
鹿児島県日置市伊集院町郡2018番地コーポアリマ201
債務者　松下　悦郎
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南谷　博子
4　破産債権の届出期間　平成22年２月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月25日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５８３号
香川県高松市松島町２丁目11―12山地マンション202号、住民票上の住所愛媛県新居浜市種子川町５番41号
債務者　横川　和仁
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兼光　弘幸
4　破産債権の届出期間　平成22年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月13日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１４０号
岩手県花巻市東和町土沢８区346番地
債務者　宮川　弘子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　李　　桂香
4　破産債権の届出期間　平成22年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第１５０７号
宮城県多賀城市鶴ケ谷２丁目31番６号
債務者　徳山　賢子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　　聡
4　破産債権の届出期間　平成22年３月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８４０号
仙台市青葉区国見ヶ丘４丁目14番地の３
債務者　相蘇　淳一
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　翠川　　洋
4　破産債権の届出期間　平成22年３月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月14日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９２６号
仙台市若林区六丁の目北町６番30号　セジュール北町３番館101
債務者　玉木　進吾
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉山　直美
4　破産債権の届出期間　平成22年３月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６号
仙台市宮城野区安養寺２丁目26番３号
債務者　伊藤　建也
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　　聡
4　破産債権の届出期間　平成22年３月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月21日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６４号
宮城県柴田郡大河原町大谷字稗田前56番地41
債務者　成田美枝子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬口　　孝
4　破産債権の届出期間　平成22年３月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月28日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第６号
名古屋市熱田区沢上１丁目３番14号　ライオンズマンション金山ニューシティ404号
債務者　早川　惠子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　千絵
4　破産債権の届出期間　平成22年３月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月27日午後２時45分
6　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７５号
熊本県玉名市両迫間1355番地１
債務者　簑原眞由美
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉井　秀広
4　破産債権の届出期間　平成22年２月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月19日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
熊本地方裁判所玉名支部